

稲城市長 殿

捨印

## 施設等利用費請求書（幼稚園等償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査及び決定にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、稲城市内に居住していることを稲城市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを稲城市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を稲城市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を稲城市が確認すること。
5. 審査の結果、施設等利用費の給付額が請求額と異なる場合があること。

## 1. 請求者（保護者）

フリガナ		〒	現住所
氏名	印		

## 2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

認定種別（法第30条の4）	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
生年月日	年 月 日	フリガナ
請求分の利用期間中の住所		氏名
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した		
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日

## 3. 償還払いの振込先

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

## 4. 施設等利用費請求金額

請求額	円
-----	---

&lt;別紙も記入して下さい&gt;

(別紙)

請求者氏名

児童氏名

1. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等名		(市外の場合のみ記入)	電話:
契約している利用料(何れかにしを記入し金額を記入)※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額
		円	<input type="checkbox"/> 時間
			円
請求分の利用期間中の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	年 月 日		

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

2. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入(書き切れない場合は別紙を追加してください。)

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a)		入園年月日( 年 月 日) 入園料( 円)			
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※2	支払った月額利用料(保育料)(c) ※3	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※4	請求額 (dとeを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

※2 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(小数点以下、切り捨て)。

※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下、切り捨て)

※4 月額上限額は、25,700円です。ただし、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円です。月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日の日数÷その月の平日の日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日の日数÷その月の平日の日数として下さい。途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市間の転出入の場合、月額上限額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、または別の市へ転出する場合の限度額：
月額上限額×転出日(認定終了日)までの平日の日数÷その月の平日の日数
・途中で認定期間が開始される場合、または別の市から転入した場合の限度額：
月額上限額×転入先での認定日からの平日の日数÷その月の平日の日数
(就業期間外にあっては、その月の平日の日数を開所日数として計算します。)
(小数点以下、切り捨て)

3. 添付書類

上記2で記入した「支払った月額利用料」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。添付したら□にチェックを入れてください。

- 領収証
- 特定子ども・子育て支援提供証明書